

宮崎県立福島高等学校給付型奨学金支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、串間市が宮崎県立福島高等学校（以下「福島高等学校」という。）に進学する生徒の保護者に対して行う給付型奨学金制度について必要な事項を定めるものとする。

(奨学生の資格)

第2条 串間市給付型奨学金（以下「奨学金」という。）を受ける資格を有する者は、各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 福島高等学校に進学を希望する中学3年生で、在学する中学校長から推薦された串間市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に成績優秀な人材で他の生徒の模範となると認める者

(2) 福島高等学校に在学し、福島高等学校長から推薦された生徒で、教育委員会が特に成績優秀な人材で他の生徒の模範となると認める者

(奨学金の金額、支給期間及び給付方法)

第3条 奨学金の額は、月額2万円とし、奨学生が在学する間の36月を限度とし、毎月給付するものとする。ただし、4月分及び5月分は、5月末日までに給付するものとする。

(応募)

第4条 奨学生希望者は、教育委員会が指定する応募期間内に在籍中学校長及び福島高等学校長を通じて応募することとし、当該学校長は、次の様式に必要事項を記載して串間市教育委員会へ提出する。

この場合において、在籍中学校長については、第1号、第2号及び第3号に規定する様式を、福島高等学校長については、第1号、第2号及び第4号に規定する様式を提出する。

(1) 奨学生推薦書（別記様式第1号）

(2) 自己推薦書（別記様式第2号）

(3) 成績証明書（別記様式第3号）

(4) 成績証明書（高校用）（別記様式第4号）

(選考委員会の設置)

第5条 教育委員会は、奨学生の採用に当たって、その選考を公正かつ適正に行うため、奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

(選考委員会の組織)

第6条 選考委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員は、審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 選考委員会に会長及び副会長を置く。

4 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

5 会長は、会務を総理し、副会長は、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 選考委員会は、会長が招集し、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

7 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

8 会長は、選考委員会の結果を教育委員会に報告するものとする。

9 選考委員会の会議は、秘密会とする。

10 選考委員会の庶務は、学校政策課において処理する。

(奨学生の採用)

第7条 奨学生の採用は、前条第8項の報告を受けて、教育委員会が決定する。

2 選考結果は、教育委員会が応募者に通知する。

(奨学金の支給)

第8条 奨学生は、福島高等学校長が指定する日までに、次の様式に必要事項を記入し、当該学校長に提出するものとする。

(1) 福島高等学校給付型奨学金支給申請書(別記様式第5号)

(2) 宣誓書(別記様式第6号)

(3) 福島高等学校奨学金口座振込申出書(別記様式第7号)

2 福島高等学校長は、前項各号に定める書類と共に在学証明書を教育委員会に採用手続を行った年度の翌年度の4月20日までに提出する。

(異動の届出)

第9条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、異動届出書(別記様式第8号)を福島高等学校長を通じて教育委員会に届け出なければならない。

(1) 休学、停学、留年、退学及び転学したとき。

(2) 奨学金支給を辞退するとき。

(3) 本人又は保護者の身分、住所その他重要な事項に変更があったとき。

(奨学金の支給停止)

第10条 奨学生から前条第1号及び第2号の届出がされた場合及び第2条の要件を満たしていないと教育委員会が判断した場合は、奨学金の支給を停止又は中止することができる。

(個人情報の取扱い)

第11条 奨学生の個人情報については、奨学生の選考、奨学金の支給等、この要綱に関する事務にのみ使用し、それ以外の使用目的では使用しないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めのもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

役職名	所属
委員	総合政策課長
	総務課長
	学校政策課長
	生涯学習課長
	小学校校長会代表校長